

令和6年度第4回
千葉市障害者施策推進協議会

令和7年1月30日

令和6年度第4回千葉市障害者施策推進協議会議事録

1 日時 令和7年1月30日（木曜日）午後7時00分～午後9時00分

2 場所 千葉市役所1階正庁

3 出席者

（委員）大濱会長、初芝副会長、伊藤委員、中上委員、斉藤委員、坂本委員、松浦委員、佐久間委員、野崎委員、加藤（悦）委員、加藤（清）委員、国本委員、山口委員、平岡委員、村田委員、新倉委員、成田委員、白井委員、高山委員、高梨委員、古沢委員、山下委員、神子委員

（事務局）今泉保健福祉局長、横田保健福祉局次長、高石高齢障害部長、大坪障害者自立支援課長、薄田障害福祉サービス課長、小倉精神保健福祉課長、他2名

計31名

4 議題

（1）千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例素案に係るご意見について

（2）千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例素案について

（3）第5次千葉市障害者計画・第6期千葉市障害福祉計画・第2期千葉市障害児福祉計画の進捗状況について

（4）千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況について

5 議事の概要

（1）千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例素案に係るご意見について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

（2）千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例素案について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

（3）第5次千葉市障害者計画・第6期千葉市障害福祉計画・第2期千葉市障害児福祉計画の進捗状況について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

（4）千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

6 会議経過 別紙のとおり

午後7時00分開会

(翠川障害者自立支援課課長補佐) ただいまより、令和6年度第4回千葉市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。私は本日、司会進行を務めさせていただきます。高齢障害部障害者自立支援課課長補佐の翠川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、聴覚や視覚に障害のある委員がご列席のため、ご発言の前にはお名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくりとしたスピードではっきりとご発言いただき、どなたにもわかりやすい会議の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

まず始めに、今回から新たに委嘱させていただきました委員の方をご紹介します。千葉市民生委員児童委員協議会副会長 古沢幸子（ふるさわ さちこ）様です。

(古沢委員) 千葉市民生委員児童委員協議会副会長の古沢幸子と申します。よろしくお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) 次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。はじめに、「次第」、続いて、「座席表」、「委員名簿」、「千葉市障害者施策推進協議会条例」、資料1といたしまして、「前回会議における条例素案へのご意見」、資料2といたしまして、「（仮称）千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例素案」、資料3といたしまして、「第5次千葉市障害者計画の進捗状況」、資料4といたしまして、「第6期千葉市障害福祉計画・第2期千葉市障害児福祉計画の進捗状況」資料5といたしまして、「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況」をお配りしております。

以上でございますが、お手元にそろっておりますでしょうか。なお、専門委員の加藤清道委員、加藤悦子委員、平岡委員、山口委員については、本日は条例に係る議題のみのご出席となりますので、資料1・2のみお配りしております。それでは、会議に先立ちまして、保健福祉局局长、今泉よりご挨拶申し上げます。

(今泉保健福祉局長) 皆さん、こんばんは。保健福祉局長の今泉でございます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、本市の障害福祉行政の推進に、多大なるご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。年が明け、早くもひと月が経過いたしますが、厳しい寒さが続き、インフルエンザなどの感染症の流行も続いております。手洗いやうがい、マスクの着用などの基本的な感染症対策を行って、体調管理に十分にお気をつけてお過ごしください。

さて、本日の会議では、2つの議題について協議させていただきます。

1つ目は、千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例についてです。条例については、毎回、委員の皆様より、本当にいろいろな観点からの貴重なご意見をいただいております。改めまして感謝申し上げます。今回は、

前回の条例素案にいただいたご意見を踏まえ、事務局で修正を加えた条例素案をあらためてお示しさせていただきます。ご意見をいただければと思います。

2つ目は、本市の障害者福祉施策に係る計画と、中長期指針の進捗状況についてです。令和3年度から5年度を計画期間とする、3つの計画と、中長期指針の最終年度の進捗状況をご報告させていただきます。

委員の皆様には、それぞれの専門的なお立場から、忌憚のないご意見等をいただければ幸いです。

以上、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、長時間となりますがどうぞよろしくお願い申し上げます。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) では次に、本日の協議会でございますが、出席予定の千葉市自閉症協会の菊池委員がまだ到着されておりませんが、委員24名中、現状23名のご出席をいただいておりますので、千葉市障害者施策推進協議会条例第5条第2項に基づき、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条に基づき、公開となっております。

それではこれより議題に入らせていただきたいと思います。議事の進行について、大濱会長、よろしくお願いいたします。

(大濱会長) 皆様こんばんは。先ほど今泉局長もおっしゃっていましたが、インフルエンザの感染者数が年末年始に爆発的に増加し、休日救急診療所がパンク状態となりました。多い時は、1日で約700人が受診していました。急速に拡大した感染者数ですが、現在は急速に減少しております。私の診療所では、正月休みが始まる前の1週間で120人、正月休みが明けて1月4日の日は20人ほど来ましたが、その次の週は30人、そのまた次の週は20人、さらに次の週は10人くらいと、急速に減ってきて、今週はまだ2人しかインフルエンザ患者は来ていません。コロナに関しては、1日に来て2人くらいと、それほど増減はありませんでした。今は少し落ち着いていますけども、またいつ年末のようにいきなり増加するかわかりません。まだまだ安心しておりませんが、今のところ落ち着いている状態です。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。議題(1)、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例素案にかかるご意見」について、事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 皆さんこんばんは。障害者自立支援課長の坪です。本日もよろしくお願い致します。まず、議題(1)、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例素案にかかるご意見」について説明いたします。資料は資料1「前回会議における条例素案へのご意見」をもとに進めます。点字版の資料は15ページです。

まず、前回の会議における意見として、「(1)幅広いコミュニケーション手段の保障について」のご意見がございました。そのうちの1つ目が、ろう者の方は、手話が必要ということは知られていますが、中途失聴難聴者の方は、話せるため配慮が必

要なことについてなかなか気づかれない、あるいは、大きな声で話せば聞こえるのではないかと誤解され、かえって聞き取りづらいこともあるため、手話が言語であることはもちろんですが、手話だけではなく、幅広く載せてほしいという趣旨のご意見でした。

2つ目は、この条文の中で、ろう者の定義につきまして、「聴覚障害のある方のうち、手話を言語として生活を営む者」と定義されておりますが、中途失聴・難聴者の方は、要約筆記や筆談をご利用になる方が多いため、条例にそのことを明記して欲しいというご意見がございました。

3つ目は、視覚にも障害がある盲ろう者は、手話をコミュニケーション手段とすることが難しい方も多のですが、手に文字を書いてもらい、読み取る「手のひら書き」という方法であれば、手話がわからない方でもコミュニケーションをとれるので、ぜひそれを条例の中に書いて欲しいという意見がございました。

次に、「(2) 耳マークの普及について」です。耳マークは、現在、市役所等には一定数ありますが、民間のお店等にはなかなか無く、もっと普及させていくことが大事であり、そのマークがあることによって、お店の方も意識して責任を持って対応することから、普及をお願いするという意見がございました。

次に、「(3) 『手話が言語であること』を明記することについて」です。まず1つ目に、この条文で「手話が独自の体系を持つ」とありますが、この「体系」というのが文法のことであれば、追記していただきたいという意見をいただきました。2つ目は、手話が言語であるということは、世界で認められており、それを条例のタイトルに入れたことへの感謝の感想でございます。3つ目は、聴こえる方が音声言語を使うように、聴こえない方は、視覚で認知する言語である手話を使っており、日本語と手話が別のものであり、別の言語であるということを知っていただきたいことです。同じ文章を読んだとしても、ろう者の方だとスピードや、理解の深さが異なります。それがわからないと、社会参加しづらくなるので、条例に明記していただきたいというご意見がございました。4つ目は、手話は言語であって大事な一方で、障害のある方には、手話以外のコミュニケーション支援も必要な方がいて、様々なコミュニケーションが尊重されるべきであり、障害の種別等で中断を生まないような、包括的な条例である方が良いという意見もございました。

次に、「(4) 市民及び事業者の役割について」です。まず1つ目に、以前の条文の市民の役割、あるいは事業者等の役割のうち、市民については、障害の無い方だけのように見える条文があるので、明石市の条例のように、障害があるなしに限らず、皆さんが含まれる書きの方が、基本理念に沿うのではないかとご意見がございました。2つ目に、「事業者等は合理的配慮に努めなければならない」という条文がございましたが、明石市の条例では、合理的配慮を行うことに対して市が支援するという文言があるというご意見です。

次に、「(5) 用語の定義について」でございます。まず1つ目に、聴覚障害者の定義の中に、ろう者並びに中途失聴・難聴者がいることを加えて欲しいというご意見です。2つ目に、「社会的障壁」という言葉はとても重要なため、障害者基本法等に書いてありますが、この条例に改めてその定義を書いて欲しいというご意見がございました。

次に、「(6) 当事者の意見聴取について」です。条例は、制定した後に、どのように推進していくか、また、その効果を検証することが大事であり、条例の中に意見聴取の場について明記して、どこが推進の母体となるかをはっきりさせるべきだというご意見がございました。

次に、「(7) 施策について」でございます。すでに実施している手話通訳、要約筆記だけではなく、代筆代読支援者についても派遣の検討をするなど、新しい施策について、前向きに表現して欲しいというご意見がございました。

最後に、「(8) 情報化に伴う、視覚障害者への支援」についてでございます。視覚障害のある方に対する情報機器は様々なものがあり、以前の条例にはスマートフォンという文言がありました。情報機器はそれだけではないので、幅広い情報機器の活用と、その訓練に係る支援を明確に位置付けていただきたいというご意見がございました。

前回の会議でお示しいただいた意見の概要は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(大濱会長) ただいまの説明に対してご意見、ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。それでは、以上で議題(1)を終わります。次に、議題(2)「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例素案について」です。事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) それでは、議題(2)「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段を利用促進する条例素案について」ご説明いたします。資料は資料2をご覧ください。点字版の資料は23ページをご覧ください。

この資料は、先ほどご紹介しましたご意見などを踏まえ、前回の条例の素案を変更した部分に下線を引き、取りまとめた資料でございます。改めて変更箇所を読み上げてご説明いたします。

まず、前文の1行目でございます。手話は、音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であるとして、前回よりも具体的に、手話が日本語とは違うということ、あるいは、独自の文法の体系を持つということ、わかりやすく最初に加えさせていただきました。

次に、2行目に、手話がろう者の中で引き継がれて発展し、ろう者独自の文化を育んできたと書きました。ろう者の方が、手話を使い独自のコミュニケーションをとる中で、障害のある方独自の、文化的な所産というものを育んできたということは、ろう者の方だけでなく、色々な障害のある方について、独自の文化を築き上げてきたことは尊重しなければならないと障害者権利条約にも書いてありますので、改めて、その理念をここに書かせていただきました。

文言の言い回しの変更につきましては、恐れ入りますが、割愛をさせていただきます。次に、2段落目に移ります。ここに、「言語は、事実や思いを表現し伝え、人同士がコミュニケーションをとるために不可欠」とあり、前は、「コミュニケーションをとるためのもの」という表現でございましたが、言語というのは、先程手話のところで申しました通り、文化的な側面もあるということで、言語は単にコミュニケ

ーションをとるためだけのものではなく、色々な側面があるということから、「コミュニケーションをとるために不可欠」という表現に変更いたしました。

次に、3段落目でございます。この段落には、前回までは、中途失聴・難聴者や、盲ろう者の方の定義をまだはっきりと書いてはいませんでした。それを踏まえまして、主に手話ではなく、要約筆記や筆談などを使用する、聞こえない、あるいは聞こえにくい方である中途失聴・難聴者という定義と、盲ろう者の方の定義、並びにその障害の特性、あるいは支援が違うということを明記しております。以上が、前文の主な変更点でございます。

次に、条例本文の第1条の目的に入ります。前文からもそうですが、手話という言葉に、「手話言語」という言葉を極力加えるようにしております。

次に、第2条の用語の定義(2)に、「社会的障壁」を加えまして、他の法令にございます定義を改めてここに書いております。そして(6)のコミュニケーション手段の定義に、ご意見がありました「手のひら書き」を加えております。

そして次に、第5条の市民の役割でございます。この条文にはまず、「障害の有無に関わらず」という文言を加え、市民は、障害の有る無しに関わらず皆様のことを意味すると明記いたしました。そして次に、「手話言語に対する理解」等、いろいろなことを書いてありましたが、そもそも第3条に基本理念の条文があって、そこに包括的に、皆様にご認識いただきたいことが網羅されておりますので、「基本理念に対する理解」と、大きく括ってまとめさせていただいております。それは事業者様も同じですので、第6条の事業者等の役割についても、「基本理念に対する理解」に文言を変えております。

次に、第9条の当事者の意見聴取については、ご意見にあった通り、意見聴取を行う機関として「千葉県障害者施策推進協議会」とはっきり規定しております。そして、協議会のメンバーについても、障害者、学識経験を有する者その他関係者と改めて定義しております。

次に、第12条の通訳者の設置派遣体制の整備については、代筆代読支援者の派遣も加えて書いて欲しいとのご意見がございましたので、代筆代読支援者という言葉を加えております。

最後に、第13条の障害特性に配慮した情報技術の活用に関しましては、幅広い情報機器と、その利用支援、あるいは訓練などについても明記してほしいとのご意見がございましたので、情報機器の利用支援を提示するとともに、それが難しい方については、代替手段を確保することで、まずは情報機器を皆様が使えるように支援するという内容といたしました。

以上でご説明を終了いたします。ご審議いただきますようお願いいたします。

(大濱会長) ただいまの説明に対してご意見、ご質問等はございますか。はい、平岡委員。

(平岡委員) こんばんは。千葉市中途失聴・難聴者協会の平岡と申します。資料1の意見内容と、資料2新しい条例素案について確認させていただきました。非常にだんだんと良くなってきていると思います。委員の皆様には感謝したいと思います。

資料1では、私のような中途失聴・難聴者についての意見が非常に多くありました。資料2の新しい条例素案については、まず、前文に中途失聴・難聴者の説明が入っているので、非常にいい内容になったと思います。しかしながら、定義の中に中途失聴・難聴者の定義が無いので、ここにも載せてほしいと思います。中途失聴・難聴者について、「人生の中で聴覚に障害を負った人で、話したり、聞こえにくいため、要約筆記や筆談が必要」という定義で載せていただけたらと思います。市民の皆様に、中途失聴・難聴者がどんな方で、何が必要なのか理解していただくためにも、ぜひ定義に載せていただきたいです。ご検討のほどよろしくをお願いします。

(大濱会長) はい。それでは事務局をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい。障害者自立支援課の大坪です。ご意見ありがとうございます。

前回、同様のご意見をいただいて、事務局でも検討した結果、中途失聴・難聴者の方の定義は非常に難しかったです。それは、「中途」というのがいつを示すのかに苦慮したためです。平岡委員がとおっしゃった「人生の途中で」というような表現は、なかなか思いつきませんでした。また、中途失聴・難聴者であっても手話を使う方もいることから、アイデンティティとしてその方はろう者なのか、中途失聴難聴者なのかと、色々と検討した結果、本文の定義に位置付けるには、客観的な言葉で表すことが難しいため、前文に載せさせていただいたという経緯がございます。

先ほどのご提案を平岡委員のご意見としてもう一度お預かりしまして、検討させていただきます。ありがとうございます。

(大濱会長) はい。平岡委員よろしいでしょうか。はい。ではもう一度検討させていただくということで。他にご意見ご質問はございますか。はい、山口委員。

(山口委員) 千葉県手話通訳問題研究会、千葉市班の山口です。前回の会議での意見を反映していただいた素案をつくっていただき、誠にありがとうございました。内容を拝見して、3点ほど、意見として出させていただきたいと思います。

1点目が、前文の2行目です。「しかしながら、一時は学校教育の中で」というところがあるのですが、「一時」という表現だと、本当に短い期間のような印象を与えてしまうのではないかという意見がこちらに入りました。例として、「しかしながら、明治初めから100年あまりの長きにわたり」というような文言を入れていただけないでしょうか。根拠としては、「ろう者ろう教育国際会議」というのが明治の初めにありまして、そこでろうあ史上の教育より、口話教育を推奨しましょうということになってから、それが日本にも入ってきたという歴史がございます。聞こえない人たちにとっては本当に長い間、手話が事実上禁止というような時代が続きましたので、そういったものを入れていただきたい。

2点目は、聞こえないお子さん、聞こえない子供が生まれた場合の、手話を学ぶ機会の確保という部分を入れていただきたい。入れる部分は、第11条の学ぶ機会の提供になるのかわからないのですが、参考までに、大阪府の言語条例を、持って参りま

した。「市は、各当事者団体と協力し、聴覚障害者が、乳幼児期からその保護者、または家族とともに手話を習得することができる機会を確保する。」という文言があるとありがたいと思い、提案させていただきました。

3点目は、市のホームページ等での情報発信に関することなのですが、これは13条の情報技術の活用にあたるかと思えます。素案では、「情報発信及び行政上の手続きに、情報技術を活用する際は」とあります。これは市からの情報発信、郵便ですとか行政機関に来て手続きをする際というのが一緒になっている表現と私は受け取りました。例えば、発信の方ですが、「市は行政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話及びそれぞれの障害特性に合った方法での情報発信を促進する。」というような文言を載せていただけると。うれしいと思えます。ぜひご検討いただきたく、よろしく願いいたします。以上です。

(大濱会長) はい。それでは事務局お願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい。障害者自立支援課の大坪です。

まず、1点目、「一時は」の表現についてですが、おっしゃる通り、その国際会議というのは、多分1880年のミラノ会議のことだと思います。確かに、100年近く長い間ということで、「一時」というのは、ろう者の方にとっては違うというご意見があったということですね。県の条例にもミラノ会議という具体的な表現は入っています。したがって、そこは新しく経緯を書くという意味で、少なくとも一世紀近くの実績があったということは、わかるようにと修正を加えようと思っております。また、「手話が事実上禁じられる」の表現については、文献によっても異なり、「禁じられる」という表現が正しいのかという議論があるかもしれないので、そこを踏まえて整理したいと思います。

次に、2点目の乳幼児期からの手話を学ぶ機会の確保と、3点目の市の情報発信と手続きにおける情報技術の活用については、どちらも具体的なご提案ですので、お預かりして検討させていただきますが、前回の委員様のご意見にもあります通り、この条例は手話言語の促進をする条例であるとともに、多様な障害の方への支援を位置づける条例でもあります。したがって、例えばコミュニケーション手段を学ぶというのは、人によってはもちろん手話であり、他の方にとっては点字とか、様々な手段によることもあるかと思えますので、両方のご提案をこの条例の理念及び趣旨に沿うように、どのように反映すべきかというご意見として、事務局で預らせていただきます。よろしく願い申し上げます。

(大濱会長) はい。山口委員、よろしいでしょうか。

(山口委員) はい。

(大濱会長) それでは他にご意見ご質問等はございますか。はい、成田委員。

(成田委員) 成田です。1ページの目的の第1条の、「手話が独自の体系を持つ」の

条文ですが、ここももしかしたら「文法体系」でしょうか。

（大坪障害者自立支援課長） はい。ありがとうございます。おそらく修正漏れかと思しますので、全体の構成を見まして、修正させていただきます。ありがとうございます。

（大濱会長） はい。では他にございますか。よろしいでしょうか。それでは、貴重なご意見いろいろありがとうございました。今回いただいたご意見を踏まえて、事務局で条例案を作成し、次回の協議会で改めてお示しさせていただきます。それでは、以上で議題（２）を終わります。ここで一旦、司会の方にお返しいたします。

（翠川障害者自立支援課課長補佐） はい。では司会に戻ります。大濱会長ありがとうございます。以上で、条例に係る議題は終了となります。専門委員の加藤清道（かとう きよみち）様、加藤悦子（かとう えつこ）様、平岡利政（ひらおか としまさ）様、山口美香（やまぐち みか）様は、ここでお帰りいただくこととなります。

本日はお忙しいところ、ご審議いただきありがとうございました。お忘れ物ございませんよう、気を付けてお帰りください。また、市役所駐車場をご利用の皆様は、受付にてお預かりしました駐車券をお渡ししますので、お立ち寄りください。

議題（３）は、１０分後の１９時５０分より、この会場で開催いたしますので、常任委員の皆様は、引き続き、よろしく願いいたします。

（翠川障害者自立支援課課長補佐） それでは、定刻となりましたので、これより会議を再開いたします。議事の進行について、大濱（おおはま）会長、お願いいたします。

（大濱会長） 引き続き、「次第」に沿って進めさせていただきます。議題（３）、「第５次千葉市障害者計画・第６期千葉市障害福祉計画・第２期千葉市障害児福祉計画の進捗状況について」です。事務局より説明をお願いします。

（大坪障害者自立支援課長） 障害者自立支援課長の坪です。引き続きになりますが、よろしくお願いします。議題の（３）、「第５次千葉市障害者計画・第６期千葉市障害福祉計画・第２期千葉市障害児福祉計画の進捗状況について」ご報告をさせていただきます。座って説明させていただきます。なお、３つの計画について、名称が長いので、「障害者計画」は「者計画」と、「障害福祉計画」は「福祉計画」と、「障害児福祉計画」は「児計画」と略して、説明させていただきます。まず、お手元の資料３「第５次・千葉市障害者計画の進捗状況、総括表」をご覧ください。表題の下に記載しておりますように、「者計画」の計画年度は、令和３年度から令和５年度となっており、今回、計画最終年度の進捗状況の報告をさせていただくものです。なお、この「者計画」の掲載事業は、各年度の数値目標が定められてない事業が多いことから、当初予算での目標量に対する実績数値により、進捗状況を報告することとし、枠の中にご覧いただけますように、評価基準を設定しております。当初予算の目標量を大幅に

超える事業として、150%を超える事業には「◎（にじゅうまる）」を、概ね当初予算の目標量どおりである、70%以上から150%以下の事業は「○（まる）」を、70%未満の事業は「△（さんかく）」と、3段階で評価しました。次に、評価の部分でございますが、お手元の資料に基本目標ごとの各年度のそれぞれの評価区分と割合が記載されています。「者計画」に掲載した事業数は234事業であり、このうち、◎（にじゅうまる）が1つ、○（まる）の事業が221あり、約95%が70%以上の進捗であり、ほぼ計画どおりに目標が達成できたと考えております。それでは、それぞれの事業についての進捗状況を説明して参りますが、事業数が大変多いので、◎（にじゅうまる）と△（さんかく）の事業について、コメントさせていただきます。1ページ、進捗状況の掲載事業一覧をご覧ください。まずこの一覧表の構成ですが、表の一番上、左から「基本目標」「項目」「事業番号」「事業名」「事業内容」、各年度の「実施目標」「実績」「達成評価」「評価理由」を記載しております。なお、右端最後の欄は、事業の所管課となります。

はじめに、8ページ事業番号47、「うつ病当事者の会」ですが、年間6回実施を目標としておりましたが、年間2回の実施にとどまっております。参加人数がなかなか集まらなかった、また疾患の特性上、集団で活動が難しい、あるいは医療機関や福祉事業所のプログラム等が充実してきたため申し込みが減少したのではないかと分析しております。次に、同ページ事業番号51、「障害者グループホームの整備」です。こちらは、令和5年度事業実施予定が、前年からのグループホーム繰越整備事業1件と、令和5年度からの整備事業1件を予定しておりましたが、1件のみの実施となっております。これは、令和5年度事業が申請取下げとなったことが原因です。次に、18ページ、事業番号103、「福祉講話の開催」ですが、令和5年度60校の実施を目標としておりましたが、実施校が34校に留まりました。令和4年度より知的障害のある方の保護者様、手をつなぐ育成会様の御協力により、新たに20校追加した60校という意欲的な目標を掲げましたが残念ながら到達できませんでした。まだ未実施校が10校弱あると聞いておりますので、そういったところへの働きかけ等を引き続き行っていきたいと考えております。次に、達成目標が◎（にじゅうまる）の事業が、事業番号104、「ふれあいトークの開催」でございます。こちらの事業実施の目標が、ふれあいトークの開催、福祉用具貸出及び講師派遣等件数の3つを合わせた件数が実施目標である55件を大きく上回り、141件と大幅に実績が上がりました。こちらは当事者等の講話に加え、車いす体験を社会福祉協議会の職員が行う等実施方法を工夫したことにより、その結果件数が伸びたというものでございます。次に△（さんかく）の取り組み、事業番号105番、「心の輪を広げる障害者理解促進事業」でございます。こちらは令和5年、障害者理解の促進を図るための、障害者週間の国の事業として、作文の募集及びポスターの検証を行いまして、最優秀賞を内閣府に推薦するという事業です。並びに市の最優秀賞受賞者は、12月の福祉大会で表彰させていただいております。こちらは、作文60編、ポスター40件を目指しておりましたが、実績が作文17編、ポスター20点にとどまったものでございます。この目標数が歴代の最多の件数を目指すということで、高い数字になっておりますけれども、近年、新型コロナウイルスの時期をはさんでしまったというものもありまして、この応募の主力となる小中学校、夏休みの宿題のあり方が変わったこと等によって、以前

ほどの件数に達していないというものでございます。ただこれは全国の都道府県政令市の応募数の中でかなり上位に位置すると聞いております。一部の都道府県レベルでも、作文の応募数がゼロというところもあると聞いておりますので、そこに比べればかなり健闘していると思っております。引き続き、学校関係者の皆様等にご協力いただきまして、少しでも上の数字を目指すように、次期計画において考えていきたいと思っております。次に、26ページ、事業番号156、「市民活動支援センター運営」でございます。この事業は、市の広くNPO法人等も応援活動を促進する拠点として、ボランティア活動等への情報提供や、場所の提供を市内施設で行っているものです。令和5年度の実施目標は、利用施設の利用者数が1万7170人でしたが、利用者数1万779人とどまったものでございます。この数字は、新型コロナウイルスの感染の影響も受けまして、一時期利用制限を行っており、それを撤廃したのですが、コロナ禍前の水準には戻らなかったというものでございます。引き続き、コロナ禍後の目指すべき水準等について分析しまして、次年度で検討していきたいと思っております。次に27ページです。事業番号165番、「都市公園のバリアフリー化」でございます。この事業は、公園の新設等のときに、段差の解消ですとか、バリアフリーを行っているものでございます。令和5年度1ヶ所実施予定でしたが、それができなかったものでございますが、これは当初より工事の作業量が増えまして、繰り越して次年度の工事執行となったことによって、今年度には市実績が計上されなかったものでございます。次に同じページ、一番下の170番、放置自転車対策の推進でございます。こちらは、放置自転車をなくす対策を進めることによって、その歩道の歩行或いは点字ブロックを邪魔しないとか、或いはそういったものを進めまして、障害のある方、視覚障害者の方、或いは車椅子利用者の方にも通行の妨げとならないように、という意味でこの計画に入れさせていただいております。令和5年度は、電磁ロック式ラックの導入164台、そして定期利用駐輪場の創設を400台それぞれ見込んだのですが、電磁ロック式ラックの導入50台、定期利用駐輪場の創設300台にとどまったことによって△(さんかく)の評価となっています。これは、この事業のラックの新設等よりも、老朽化した自転車の駐輪場施設の復旧を一部優先したことにより進まなかったということでございます。ただ、所管課の統計によると、5年前と比較してそもそも放置自転車は35%減っているということでございますので、相対的には障害のある方の歩行等に支障のないように事業自体は進んでいるといえるということでございます。次年度からは、この目標の設定等の評価について所管課と協議いたしまして、引き続き進めて参りたいと思っております。次に、29ページ、事業番号181番「自主防災組織の育成」でございます。こちらは地域の自治会等が中心になりまして行ってます防災組織を広く増やしていくというものでございまして、令和5年度10組織増加を目指して、助成制度等を進めていく等々の取り組みでございましたが、結果、新設は2団体ありましたが、解散が9団体と7団体減となったことで△(さんかく)となっております。原因としましては、組織の皆様の高齢化や、組織の統合等によって、9団体減ってしまったと分析しております。しかし、全団体の活動に対する助成はむしろ大幅に増えていて、防災組織の活動そのものは活発化している面もあると聞いておりますので、引き続き、育成促進も含めて進めていきたいと考えております。次に事業番号182番「避難所運営委員会の設立促進及び活動支援」でございま

す。こちらは各避難所に開設・運営を行う、自治会等が主体となった、避難所の委員会の設立を促進するものです。こちらはすべての避難所で運営委員会を設立することを目標としたのですが、惜しくも272分の269の設立にとどまったことにより、△（さんかく）となっております。この未設立となっている団体の数そのものが、概ね4から3団体でずっと推移しておりまして、これらにつきましては、避難所周辺に自治会がそもそもないということがあると聞いておりますので、今後、自治会を母体とした組織の設立として、自治会のない場所でどのようにするかというのはなかなか難しいと聞いておりますので、どのように、この運営委員会を立ち上げる或いはかわりの手段として取り組んでいくかというのを自治会の取り組みにおいて、さらに検討していきたいと思っております。以上が障害者計画の事業の主な進捗でございます。

次に駆け足になりますが、障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗状況の説明に参ります。資料はA3の資料4でございます。この評価基準は、障害者計画と同様でございます。◎（にじゅうまる）、○（まる）、△（さんかく）で評価しています。同じく、◎（にじゅうまる）、△（さんかく）のところにつきましてはのみ説明をさせていただきます。

まず1ページ目「行動援護」でございます。こちらは利用者様が行動する際、特に知的障害のある方で、行動の障害が重めの方等につきまして外出の援護等を行うものがございます。こちらは進捗率が、実績見込みともに160%を超えてまして、◎（にじゅうまる）となっております。これは行動障害の方に対応できる事業所が、見込みよりも増加したためと分析しております。次に「重度障害者等包括支援」でございます。これは在宅の方で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護その他短期入所、或いは通所等のサービス、居住系のサービスといった様々なサービスを一括包括的に提供するというものがございます。しかしながら、実績1に対して0となっております。このサービスにつきましては、様々なサービスを一体的に提供するものを包括的な報酬でやっているものですから、どうしても個々のサービスに比べて割安となっております。なかなか事業者様の参入が進まないということでございます。ただ、もちろん、このサービスの必要な方については、重度訪問介護等個別のサービスで提供ができており、対応できているということでございます。次に2ページ目「就労継続支援A型」でございます。こちらは一般企業の就労が難しい方に、障害福祉の事業所が雇用契約を結んで、そこで就労及び訓練をしていただくというものでございます。こちらは進捗率が50%程度となっております。理由は、この報酬改定によって、生産活動の収支が、報酬単価に大きく影響することになった、また、事業所は、労働法令基準法に基づいて障害者の方を雇用し、利益を出すものですが、そもそも、新型コロナウイルスによって、業務の受注が減る等の影響が出まして、これらによって、事業者の参入意欲がなかなか進まず、新設をためらい事業所数が下回り、利用も伸びなかったと考えております。次に同じページ、「就労定着支援」でございます。こちらのサービスは、就労移行支援等の他のサービスを利用して、一般企業様に就労した障害のある方に、一定期間、その後の就労に伴う生活情報ニーズ等に対応して調整を行うというものでございます。こちらは進捗率が目標に対して28%ということで、△（さんかく）になっております。こちらのサービスは報酬が高くなく不十分ということと、やはりこちらにも新型コロナウイルスの影響で、一般企業等の就労そのものが、残念ながら

進まなかった、それから、事業所の開設指定が進まなかったことが想定されます。次に同じページの「短期入所医療型」でございます。こちらは受託して、介護する方等の病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で介助等をするものでございます。主に実施場所が医療機関や介護老人保健施設等になります。ここは進捗率が60%、特に見込み量に対して、利用者数が50.7%と△(さんかく)評価となっております。こちらは、やはり新型コロナウイルスの影響によりまして、令和5年度におきましても受入人数を通常より減らす等感染対策をしばらく続けたことによって、利用が伸びなかったということでございます。また、障害者施設等を行う「短期入所福祉型」というも同じように、利用者数が少なく、やはり△(さんかく)評価となっております。理由は同様でございます。次に3ページ目でございます。まず、「自立生活援助」でございます。こちらは△(さんかく)評価でございます。これは居宅で一人暮らしをしている障害のある方に定期的に訪問し、助言や医療機関との調整を行うものでございまして、3という実績の見込みに対し2ということでございます。ただ、何分目標量3でございまして、どうしても見込みの率が低くなってしまったということ△(さんかく)になっております。次に相談支援の中の「計画相談支援」でございます。まず、計画相談支援については、進捗率6割を切って△(さんかく)となっております。これは支給サービスの決定を受けた利用者の方が、適切に利用できるよう、サービス等利用の計画を作成するとともに、サービス事業所との連絡調整を行って、提供を確保するというものでございますが、この計画相談支援につきましては、報酬がなかなか十分ではなく、相談支援事業だけの独立採算が難しいということございまして、事業所開設のために、補助金等を差し上げる支援を進めたが、目標に達しなかったということ△(さんかく)評価となっております。次にその下の「地域移行支援」でございます。これは、障害者支援施設等の入所している方、または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保等、地域移行にするための支援や相談等を行うものでございまして、こちらは9件の見込みに対して18件と2倍となったため、◎(にじゅうまる)となっております。こちらは令和2年10月に、基幹相談支援センターが発足して、施設等からの移行にバックアップしたことによって、地域包括支援の取り組みが進んだということで、大きく上回ったと分析しております。次に、「地域定着支援」でございます。こちらは居宅において単身その他で生活する方が、常時連絡体制を確保して、緊急事態等に備えたり、相談に応じる事業でございます。こちらやはり基幹相談支援センターのバックアップによって、包括支援の取り組みが進んだため、◎(にじゅうまる)評価となっております。

次に、地域生活支援事業の取り組み状況に移ります。これは先ほどまで紹介しました、障害福祉サービスの他に、個別給付以外で広く、市町村の補助事業として、地域の障害のある方の生活の支援を行っている事業の進捗でございます。まず、6ページ目の「(5) 成年後見制度利用支援事業」でございます。こちらは見込み量を、29%という進捗となっております。この事業は知的或いは精神の障害によって、生活の困難な方に、弁護士や社会福祉士等の専門職についていただき、後見人となっていただくものでございます。ニーズはありますが、1つは、施設やグループホーム等の権利擁護に対する我々の周知がまだ少し足りていなかった、また後見人の担い手不足等の要因によりまして目標数には至らない進捗となったものと分析しております。次

に、5 ページ目「(7) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」、「①手話通訳者派遣事業」、「②要約筆記者派遣事業」、「③盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」でございませう。こちらはいずれも40%から60%程度の見込みに対しての実績となっております。様々な分析をしてみたのですが、推測するに、やはりコロナ禍で一旦、令和3年度に減少している外出の件数等が、なかなか令和5年度にいたっても直らない等の要因があるのではないかと分析しております。手話通訳者等の担い手の高齢化等も、言われているところですが、実態を聞いてみましたところ断られることが多いということはあまりないと聞いておりまして、そうすると、外出の機会そのものが減っている可能性があるかと分析しております。条例の制定等もございませうので、引き続き担い手等の育成等も進めて参りたいと思ひます。次に同じページの「(9) 日常生活用具給付等事業」、「⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」ですが、事業内容としては住宅改修でございませう。これは主に下肢障害や、視覚障害等の障害によりまして、住宅の不便を解消するための補助事業でございませう。こちらは16件の見込みに対して23件の進捗がございませう。こちらはコロナ禍においてその工事を控える傾向にありましたが、ようやく申し込みが増えて令和5年度に延びたと分析しております。次に6 ページ目、「地域活動支援センター事業」でございませう。こちらは障害福祉サービスの通称ではありませんが、その他にも生産活動や、その通所による社会参加をする場として、それぞれの基準に基づき3種類の通所に係る事業を行っております。このうち「Ⅲ型」というものにつきまして、利用者数が6割、6分程度になりまして、△(さんかく)評価となっております。これはどうしても利用者様が固定している、その既存の事業所において、高齢化して事業者数が減るとともに、配置等もあつたことに加えて、他の法定事業等に、利用者がシフトしていることが考えられます。

次に、同じページの一番下、「訪問入浴サービス事業」でございませう。これは重度身体障害者の方について、居宅において、訪問入浴の際に介助者がついて入浴させる、或いは、居宅に入浴車を派遣して入浴したりする介助でございませう。これは利用者数が150%となつて◎(にじゅうまる)になっていませう。障害のある方の高齢化或いは需要化によって、年々そのサービスの充実が増えているということが理由と分析しております。次に7 ページ、「(9) 奉仕員養成研修事業」の「①点訳奉仕員養成研修事業」、「②朗読奉仕員養成研修事業」でございませう。これは視覚に障害のある方の情報提供のために、文字の点訳の技術、或いは音声で図書等を朗読する技術を習得する奉仕員を養成する研修の事業でございませう。こちら、それぞれ点訳奉仕員が10人の目標に対して2人、朗読奉仕員が7人の目標に対して3人となっております。毎年市政だよりに載せて、広報しておりますが、令和5年度だけ書面の都合で載せられなかつたということで申し込みが例年より少なかつたことが理由と分析しております。今後は、市政だよりは引き続き載せられるように調整するとともに、周知の方法を他にも考えて推進したいと思ひます。

次に8 ページでございませう。ここからは、障害児福祉計画でして、障害のあるお子様のサービスの進捗でございませう。まず、「児童発達支援」の進捗でございませう。こちらは日頃の生活における動作の指導、或いは知識技能の付与集団生活の適用等をお子様に通所していただいて行ふサービスです。こちらはそれぞれ利用した日数と、利用した実人数両方とも、目標の2倍程度となっております。増加理由につきまして

は、主に共働きが進んだこと等によりましてそもそも児童に対する通所サービスの利用のニーズが増えている、あとは発達障害等の社会の認知が進んだことによって利用者及び提供事業者双方が見込みを上回ったことによるものと分析しております。次に「医療型児童発達支援」です。こちらは児童発達支援とともに医療的な治療を行う施設でございまして、障害者基幹相談支援センターや、令和4年7月に開始した県の医療的ケア児童の専門のセンター、そういったものが発足したことによって、ニーズを持つ、医療的ケアを要するお子様が児童事業所に繋がるケースが増加したと考えております。次に「保育所等訪問支援」でございまして。こちらは保育所等に児童発達支援等の専門の事業所から、その障害以外のクラス、保育所等のクラスのお子様との集団生活の適応について専門的な支援を行う事業です。こちらは目標事業量に対して5倍程度、利用人数については2倍程度と大きな伸びをみせております。こちらと同じように、そもそも、共働きによるお子様のサービスについてのニーズが増えたこと、或いは、発達障害の認知が進んだこと等に、保育所等に、この制度の認知、或いは技術が増えたことによって大幅に増加したと分析しております。そして次に「居宅訪問型児童発達支援」です。こちらはお子様がいらっしゃる居宅を訪問して、同様の支援を行う事業でございまして、実績見込みが1のところ16、3名利用があつて大幅な増加となりました。こちらは計画策定時に事業所がなくて、まずは1と目標を立てたものが、事業所ができて大幅に利用が増えたということでの評価になっております。そして9ページに移ります。まず、「医療型障害児入所支援」でございまして。こちらは施設に入所する障害のあるお子様に夜間も含めて、様々な生活の介助等も合わせて医療を提供するものでございまして。こちらは目標事業量に際して半分程度の進捗状況となっております。原因としましては、この施設につきましては、障害のあるお子様が障害者になられましたら別の障害者のサービスに移ることとなるのですが、なかなかそこが見つからず、その障害施設にやむを得ず残られていることによって、新しくお子様が入る数が減ってしまったということが原因と考えております。なお、この医療型の施設の入所につきましては、県のリハビリテーションセンターで優先順位をつけて、入所しておりまして、県全体で支援の必要性のある方が優先的に入所できる体制となっております。なかなか本市のニーズに従って、その通り入所できるというものでもなく、調整が入るといった特性もあるところでございまして。次に同じページの「障害児相談支援」についてです。これは先ほどありました、計画相談支援のお子様版となっておりますが、これも同様、50%程度の進捗となっておりますが、やはり同じような報酬面の事情等で、なかなか事業所と相談支援専門員が増加しなかったことが原因でございまして。

最後に10頁、これは、この計画におきまして、施設に入所されている方の意向等の目標数を設定しております。まず、施設入所から地域生活への移行は、順調に300%を超える累計数となっております。令和4年度の63人においてすでに190%という進捗となっております。トータルでも、360%という進捗になっており、達成しております。なお、目標値は、毎年度、累計数として、33人が119人、となっております。次に地域生活支援拠点の整備でございまして。こちらはそもそも目標値として、市内において3ヶ所になりますが、もう元年の時点で3ヶ所以上拠点を整備できておりますので、達成済みとなっております。次に福祉施設から一般就労への

移行でございます。こちらは令和5年度において、324人となっております、109.8%の進捗となっております。これは目標値が295人以上に対し324人で達成しております。次に、就労定着支援の利用者数ですが、こちらは153人となっております。令和5年度において、就労移行支援からの一般就労を移行した人の上の数字の7割となっておりますが、残念ながら先ほど申した通り、就労定着支援のそもその見込み実績も伸びないということで、達成率も、67%となっております。就労定着支援事業の就労定着率ですが、こちらは就労定着支援率が8割以上の事業所、それが全体の7割以上となっております、これは79%、就労定着率8割以上の事業所は、7割を超えていますので、113%と達成しております。最後、医療的ケア児の下でも関係協議の場の設置、これはすでにその協議の場を設置しております、達成済みとなっております。大変長い説明となって申し訳ございませんでしたが、以上で計画の進捗の説明となります。ご審議、ご意見のほどよろしくお願い申し上げます。

(大濱会長) ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はございますか。はい、坂本委員。

(坂本委員) 千葉県精神障害者地域家族会連合会の坂本と申します。ご説明いただきありがとうございます。その中で、資料4の6ページ「地域活動支援センター事業③Ⅲ型」について達成率、進捗率が低くなっているというようなご説明があり、資料に理由も記載されておりますが、その通りだというふうに思っております。しかし、私は地域活動支援センターでボランティアをやっておるんでございますけれども、私が行った施設で運営体制や運営方針を変えた施設があり、利用者が増えているように感じました。つまりこういった施設を利用したいと思っている方は、潜在的にはかなりいるのではないかとこのように思われます。ただ、ここにも書いてありますけれども実際にはなかなか利用者が増えていかない。私の組織の例では、運営方針や利用者の掘り起こし、或いは発信等を行うことにより、施設がより有効な有益な働きをする可能性がある、私どもの経験では思われます。潜在的には施設を利用したいと思う人がいると思われるので、その辺の施設利用を活用できるようなことを今後ご検討いただければありがたいと思います。

(大濱会長) はい。では事務局どうぞ。

(薄田障害福祉サービス課長) はい、障害福祉サービス課でございます。地域活動支援センターにつきましては、小規模作業所だったということもございまして、補助金が十分ではないというような状況で、国からの報酬が十分な障害福祉サービス事業所の方に事業者さんが流れているような状況でございます。利用者の方も小さな事業所というよりは、比較的大きな事業所の方に流れるような傾向があり、計画上、地域活動支援センターⅢ型の実利用見込者数は増減なしという形にしておりました。事業者さんの中には、今までのアットホームな形を継続したいというような傾向があります。また一方で、坂本委員からお話がありましたが、利用者を増やすために努力をしているというような事業者さんもおまして、そちらの方では頑張っているとい

うような状況ですが、全体としては、利用者の方が高齢化して人数が減ってくれば、そこで支援を終わりにするというような事業者さんが多く、計画上は同程度を維持するというような形になっております。お話がありましたように、我々千葉市としてもこの事業、比較的アットホームでとてもいいところがあるというふうに思っていますので、ぜひ継続していきたいと思っています。そのため、利用者が増えれば一番いいと思っはいるのですが、そのための方策についても今後研究していきたいと考えております。ありがとうございます。

(坂本委員) ありがとうございます。1つの居場所として、ぜひ前向きにお考えいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

(大濱会長) では、その他にご意見ご質問等ございますでしょうか。はい高山委員。

(高山委員) 身体障害者連合会の高山です。資料3の18ページ、事業番号105「心の輪を広げる障害者理解促進事業」なのですが、小学校、中学校、一般という応募をお願いするんですが、毎年数が少なくなっています。この辺は問題があるのかなあという気はします。実は審査員を我々連合会職員もやらしてもらって、毎年すばらしい作文が優秀賞ということで、内閣府とタイアップしてやって、それで障害者を正しく理解してもらおうという1つのイベントです。これが例年12月の第1土曜日にハーモニープラザで開催されております。そのときに、千葉市の優秀賞を内閣府に推薦するとともに、市長から、表彰状と記念品をお渡しするというイベントです。ぜひ令和7年12月6日土曜日に開催予定ですので、ぜひ委員の皆さんもお越しいただければと思います。PRさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(大濱会長) ありがとうございます。では、事務局。よろしくお願ひします。

(大坪障害者自立支援課長) はい、ありがとうございます。高山会長おっしゃったように、近年減ってしまっており、私も課題と思っております。2年前よりは増えていますが、まだまだ水準としては目指さなければいけないとともに出てきている作品、ポスターであれば、昨年度、全国で内閣総理大臣賞、今年度も一般の部で、佳作になったりしております。福祉大会で発表された作文も、ご本人が朗読をするんですが、どの作文も非常に印象的とお声を私にも直接いただいております。小学校のお子様の素朴な体験を綴っていただいて心に響くものが多いので、次年度も行いますので、私からもぜひご来場いただければ幸いです。また引き続き学校関係者の皆様にもご協力いただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

(大濱会長) はい。高山委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。はい。その他ございますか。はい、いろいろご意見ありがとうございました。それでは、以上で議題(3)を終わります。

次に、議題(4)、「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況について」です。事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 議題の(4)、「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況について」説明いたします。お手元の資料5をご覧ください。本指針は先ほど進捗状況を報告しました、障害者計画などの上位方針に位置付けられ、平成29年度から令和8年度の10年間を対象期間としております。この指針の方向性に基づいて、必要な評価等を行っていき、3年間の計画等を立てて、行政を進めているものでございます。左から、項目番号と対応方針、ここまでが、中長期の指針に掲げられてる大まかな方針、その右側の①から④が、関連する事務事業を主立ったものを挙げて、それぞれの事業の名前や内容、或いはこの10年間に新たな拡充等を行ったものを書いておるものでございます。かなり多岐にわたりますので、かいつまんで説明を入れさせていただきます。まず、1ページですね、発達障害者支援センター運営事業と、巡回相談事業、こちらは、それぞれご覧のペアレントトレーニングや講座、巡回相談員の拡充を2人増やした部分でございます。ここには記載されておりませんが、こども発達相談室という未就学児の相談事業を今年度、11月に立ち上げております。次に10ページでございます。ここは先ほど、障害者計画でもあった「自主防災組織」、「避難所運営委員会の活動支援」の取り組みでございます。それぞれ先ほどご紹介のありました助成事業等が、新たにこの計画期間の中で、拡充の取り組みとして計上されております。続きまして、少し進みます。19ページ、「パラアスリートの学校訪問」等の取り組みでございます。これら、この10年間の中で、東京オリンピック、パラリンピック等の大きな動きがあるに伴いまして、この3つの事業を新しく拡充等して、パラスポーツの推進等に努めているところでございます。主だったものにつきましては、以上でございます。最後22ページ、ここは既存の事業の見直しをしたところで、障害者の福祉手当を削減させていただきまして、その財源を発達障害への支援ですとか、医療的ケアの方の支援、等々、或いはひきこもり支援センターですとか、大事な事業に振り分けさせていただいたというところでございまして、中長期指針発足当初にかなり大きな論点となりましたので、この最終計画のご報告の場ですので、お伝えさせていただきます。以上かなり要約してしまい申し訳ございませんが、中長期指針にかかる主だった説明でございます。よろしくお願ひします。

(大濱会長) はい。ありがとうございました。それではただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございますでしょうか。はい、山下委員。

(山下委員) 淑徳大学の山下です。ご説明くださりありがとうございました。

資料5、10ページの「自主防災組織の育成」と「避難所運営委員会の活動支援」について、同じく、資料3でも、同じ項目が令和5年度最終年度で、達成評価は△(さんかく)になっていました。なので、資料3、29ページ「自主防災組織の育成」では、この評価理由のところ、資料の、今説明いただいたこと、例えば、養成を行っているとか、そうしたポジティブなことも評価理由の中に加えてよいのではないかと思います。また、同じページの「避難所運営委員会の設立促進及び活動支援」についても、評価理由の方で何かネガティブなことばかりじゃなく、経費を助成した等もう少し

ポジティブな書きぶりがあってもいいのではないかなと思った次第です。以上です。

(大濱会長) はい、事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) はいありがとうございます。おっしゃる通り資料3の、「自主防災組織の育成」のところでも△(さんかく)評価ですが、評価理由には、活動助成団体の大幅に増加等書いてはおります。ただ、もうちょっと評価理由をネガティブなことで締めるとうまくいかなかった感があるということで、そのよかったところはよかったという評価で、改善すべきところは改善すべきでもうちょっとメリハリをつけて、わかりやすいようにということでございますでしょうか。

(山下委員) そうです。資料5と資料3で同じ項目になってるので、そこで整合性つけたほうがいいかなと思って発言した次第でした。

(大坪障害者自立支援課長) かしこまりました。では、ちょっとご意見いただきまして、資料は、最終的にホームページに公開いたしますので必要な改善を加えていくことを考えさせていただきます。ありがとうございます。

(大濱会長) はい。その他ございますか。それでは以上で議題4を終わります。それではこれまで協議会を踏まえて、事務局で何かございますでしょうか。どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) はい、皆様大変長時間にわたり、誠にありがとうございます。まず、先ほどの条例素案につきましては、いただいたご意見を踏まえまして、次には案という形で、パブリックコメント手続等、広く市民の方にご意見を取っていく手続きに入らせていただくものを事前に皆様へご審議をいただきたいと思っております。また、計画進捗状況につきましては、いただいたご意見を踏まえ、最終的にホームページ等で公表してまいります。また、次回、3月に1回ございますが、年度中、なにとぞ皆様、引き続きご出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

(大濱会長) はい、ありがとうございます。皆様の貴重なご意見で、素案がしっかり固まってきたと思っております。今度次回は案といこうことになりますけども、ようやくですぬすばらしい条例ができるのではないかと思います。以上で本日予定されていた議題はすべて終了いたしました。なお、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び会長にご一任をお願いいたします。これをもちまして、令和6年度第4回千葉市障害者施策推進協議会を終了いたします。皆さん、お疲れ様です。ありがとうございました。司会に戻ります。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) それでは司会に戻ります。お帰りの際、お忘れ物ございませんよう、気を付けてお帰りください。なお、机上の水色のファイルは回収いたしますので、置いたままをお願いいたします。

また、市役所駐車場をご利用の皆様は、受付にてお預かりしました駐車券をお渡ししますので、お立ち寄りください。

また、お帰りの際は、1階モノレール側の出入口、もしくは、2階モノレール連絡通路出入口をご利用ください。

それでは、委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

午後9時00分閉会